

三重県交通安全条例の概要

★三重県の特徴

前文

第1章 総則

- | | |
|-----------------|---------------|
| 第1条 目的 | 第6条 歩行者の責務 ★ |
| 第2条 定義 | 第7条 市町の役割 |
| 第3条 県の責務 | 第8条 県民の役割 |
| 第4条 自動車等運転者の責務 | 第9条 事業者の役割 |
| 第5条 自転車運転者の責務 ★ | 第10条 子ども等への配慮 |

第2章

交通事故の防止を図るための基本的施策

- 第11条 道路交通環境の整備
- 第12条 交通安全教育の推進
- 第13条 外国人に対する交通安全に関する教育等
- 第14条 情報発信
- 第15条 広報及び啓発
- 第16条 高齢運転者の事故防止対策
- 第17条 交通事故被害者等への支援 ★
- 第18条 飲酒運転の根絶
- 第19条 公共交通機関の利用促進
- 第20条 先進安全運転技術等への対応
- 第21条 表彰
- 第22条 交通安全運動
- 第23条 交通安全の日
- 第24条 交通死亡事故多発非常事態宣言等

第3章

自転車損害賠償責任保険等への加入等

- 第25条 自転車損害賠償責任保険等への加入 ★
- 第26条 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等 ★

第4章 雑則

- 第27条 財政上の措置

附則

施行日：公布の日（ただし、第3章については、令和3年10月1日）